

豚流行性下痢生ワクチン

平成 18 年 8 月 16 日（告示第 1163 号）一部改正

平成 29 年 6 月 28 日（告示第 1011 号）一部改正

動生剤基準の豚流行性下痢生ワクチンの 3.3.4、3.3.6、3.3.7 及び 3.3.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

ただし、3.3.8 に用いる試験動物は、試験群 2 頭及び対照群 1 頭とし、試験群の注射材料は 10 頭分とする。